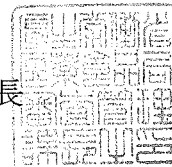




薬食審査発第0606005号
平成20年6月6日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



希少疾病用医薬品の指定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能、効果 又は対象疾病	申請者の 氏名又は名称
(20 薬) 第210号	タクロリムス 水和物	重症筋無力症（「全身型重症筋無力症（胸腺摘出後の治療において、ステロイド剤の投与が効果不十分、又は副作用により困難な場合）」を除く）	アステラス製薬 株式会社